

沖繩県被災建築物応急危険度判定士登録要綱

沖繩県土木建築部建築指導課

沖縄県被災建築物応急危険度判定士登録要綱

平成12年3月22日制定

平成22年3月30日改正

平成22年7月1日改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、地震による被災建築物の危険度の判定を行う沖縄県被災建築物応急危険度判定士の登録に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「被災建築物応急危険度判定」とは、地震が発生した直後において、被災建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害の発生の危険性の度合いを応急的に判定することをいう。

2 この要綱において「被災建築物応急危険度判定士」（以下「判定士」という。）とは、この要綱の定めるところにより知事の登録を受けた者をいう。

第2章 登録

(判定士の登録)

第3条 判定士の登録は知事が行う。

2 前項の登録は、判定士の登録を受けようとする者の申請により行う。

3 削除

(登録基準)

第4条 判定士の登録基準は、次の各号に定めるところによる。

(1) 県内に在住している者であること。

(2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士又は知事がこれと同等以上の知識を有していると認める者であること。

(3) 第13条の規定に基づいて知事又は知事が指定する者が行う応急危険度判定の知識及び技術を修得するための講習を受講した者であること。ただし、他都道府県の認定又は登録を受けた判定士については、この限りではない。

(登録の申請)

第5条 判定士の登録を受けようとする者は、被災建築物応急危険度判定士登録申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類その他知事が必要と認めた書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 申請者の写真（申請日前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3cm横2.5cmの写真）
2枚

(2) 第4条第2号に規定する知事がこれと同等以上の知識を有していると認めるもののうち、建築基準適合判定資格者または特殊建築物等調査資格者にあつては、その資格証明証の写し

- 2 沖縄県電子システムによる電子申請で判定士の登録を受けようとする者は、被災建築物応急危険度判定士登録申請書（第4号様式）に前号に掲げる書類その他知事が必要と認めた書類を添付し、知事に提出しなければならない。この場合において前号の資格証明書の提出は、データによる添付又は郵送により行うことができる。

（登録及び登録証の交付）

第6条 知事は、前条の申請書が提出された場合において、その内容が第4条に定める登録基準に適合すると認めたときは、被災建築物応急危険度判定士名簿（第2号様式。以下「判定士名簿」という。）に登録するとともに、被災建築物応急危険度判定士登録証（第3号様式。以下「登録証」という。）を申請者に交付するものとする。

- 2 判定士名簿に登録する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 氏名及び性別
- (2) 生年月日
- (3) 連絡先（自宅、勤務先、緊急連絡先）

（登録の取消し）

第7条 知事は、判定士が虚偽若しくは不正の事実に基づいて登録を受けたものであること又は第4条に定める登録基準に適合しないことに至ったことが判明したときは、登録を取消することができる。

- 2 知事は、前項の規定に基づき登録を取消したときは、本人にその旨を通知するものとする。
- 3 前項の通知を受けた者は、速やかに知事に登録証を返納しなければならない。

（登録の更新）

第8条 削除

（登録事項の変更）

第9条 判定士は、第6条第2項に定める登録事項について変更が生じた場合は、速やかに被災建築物応急危険度判定士登録事項変更届（第5号様式）に登録証を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の届出書が提出された場合は、直ちに判定士名簿の登録事項を変更するとともに、登録証に変更が生じた場合は、新たに登録証を申請者に交付するものとする。

（登録取消しの申請）

第10条 判定士は、登録の取消しを申請することができる。

- 2 前項の規定により登録の取消しを申請する場合は、被災建築物応急危険度判定士登録取消申請書（第6号様式）に登録証を添えて知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の申請書が提出された場合は、登録を取消すものとする。
- 4 第7条第2項の規定は、前項の取消しを行った場合に準用する。

（再交付の申請）

第11条 判定士は、登録証を汚損し又は紛失したときは、遅滞なく、被災建築物応急危険度判定士登録証再交付申請書にその事由を記載し、汚損した場合には登録証を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の申請書が提出された場合は、速やかに、登録証を申請者に再交付するものとする。

（関係機関への通知）

第12条 知事は、判定士名簿の登録を行ったときは、その内容を速やかに関係機関に通知するものとする。

2 前項の規定は、判定士名簿の抹消又は変更を行った場合に準用する。

第3章 その他

(講習の実施等)

第13条 知事は、判定士の登録が適切に行われるよう被災建築物応急危険度判定の知識及び技術の修得又は維持向上のための講習の実施その他の措置を講ずるものとする。

(書類の提出先)

第14条 この要綱の定めるところにより知事に提出する申請書又は届出書の提出先は、本庁建築指導課又は土木事務所とする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、判定士の登録に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

被災建築物応急危険度判定士登録申請書

沖縄県被災建築物応急危険度判定士登録要綱第5条第1項の規定に基づき申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

写真貼付欄

縦 3.0 cm
横 2.5 cm

平成 年 月 日

(ふりがな)
申請者氏名

沖縄県知事 殿

生 年 月 日	年 月 日	性別	男 ・ 女	血液型	型 RH + ・ -
建築士の免許等	<input type="checkbox"/> 1級建築士 (年 月 日 第 号) <input type="checkbox"/> 2級建築士 (年 月 日 第 号) (県登録) <input type="checkbox"/> 木造建築士 (年 月 日 第 号) (県登録) <input type="checkbox"/> そ の 他 ()				
受講修了証	平成 年 月 日 第 号				
連 絡 先	自 宅	住 所	〒		
		電話番号		FAX番号	
	勤 務 先 (部課まで)	名 称			
		所在地	〒		
先	緊 急 連 絡 先	住 所	〒		
		氏 名			
		電話番号		FAX番号	
		メールアドレス			
所 属 団 体	1. 建築士会 2. 建築設計事務所協会 3. J I A 4. 建築学会 5. 構造技術者協会 6. その他 ()				
備 考 (再登録者記載欄)	①現登録番号 第 号 ②現登録年月日 年 月 日				

※登録年月日	平成 年 月 日	※登録番号	第	号
※出先機関受付欄 (土木事務所)	※本庁受付欄		※処 理 欄	審査 ㊟
				名簿登載 ㊟

- 注意1 添付書類：建築士等の免許等欄のその他の資格により登録する場合、その資格証明書の写しを添付してください。(一級、二級、木造建築士の資格証明書の写しの添付は必要ありません。)
写真2枚(1枚は上部に貼付してください。)
- 2 写真裏面に氏名及び撮影年月日を記載してください。
- 3 ※印欄は記入しないでください。

被災建築物応急危険度判定士名簿

登録番号	第	号	登録年月日	年 月 日	
氏名			性別	男 ・ 女	
生年月日	年 月 日		血液型	型 RH + ・ -	
建築士等の資格			所属団体		
連絡先	自宅	住所	〒		
		電話番号		FAX番号	
	勤務先	名称			
		所在地	〒		
		電話番号		FAX番号	
	緊急連絡先	住所	〒		
		氏名			
		電話番号		FAX番号	
	登録更新記録				
	更新年月日	第1回	年 月 日	第4回	年 月 日
第2回		年 月 日	第5回	年 月 日	
第3回		年 月 日	第6回	年 月 日	
登録事項変更記録					
届出年月日	変更した事項	変更後の登録事項			
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
登録抹消記録					
抹消年月日	年 月 日	抹消の事由	<input type="checkbox"/> 取消申請 <input type="checkbox"/> 要綱第7条に基づく取消 <input type="checkbox"/> 期限切れ		

（第1面）

沖縄県被災建築物 応急危険度判定士登録証	
写 真 縦 3.0 cm 横 2.5 cm	氏 名
	生年月日
	登録番号
	登録年月日
沖縄県知事 印	

（縦54mm×横86mm）

（第2面）

本証は、地震による被災建築物の危険度を判定（応急危険度判定）し、余震等による建築物の倒壊などに伴う二次災害の防止を図ることを目的に、沖縄県知事が「沖縄県被災建築物応急危険度判定士登録要綱」に基づき交付したものである。

注意事項

1. 住所、勤務先等に変更が生じたときは届け出て下さい。
2. 応急危険度判定士として判定活動を行う場合は、本証を携帯して下さい。

本人連絡先

電話番号

※本証を拾得したときは、上記連絡先へご連絡下さい。

被災建築物応急危険度判定士登録申請書

沖縄県被災建築物応急危険度判定士登録要綱第5条第2項の規定に基づき申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

写真貼付欄
縦 3.0cm
横 2.5cm

平成 年 月 日

(ふりがな)
申請者氏名

沖縄県知事 殿

生年月日	年 月 日	性別	男・女	血液型	型 RH +・	
建築士の免許等	<input type="checkbox"/> 1級建築士 (年 月 日 第 号) <input type="checkbox"/> 2級建築士 (年 月 日 第 号) (県登録) <input type="checkbox"/> 木造建築士 (年 月 日 第 号) (県登録) <input type="checkbox"/> その他 ()					
受講修了証	平成 年 月 日 第 号					
連絡先	自宅	住所	〒			
		電話番号		FAX番号		
	勤務先	名称				
		所在地	〒			
	緊急連絡先	住所	〒			
		氏名				
		電話番号		FAX番号		
		メールアドレス				
	所属団体	1. 建築士会 2. 建築設計事務所協会 3. JIA 4. 建築学会 5. 構造技術者協会 6. その他 ()				
	備考 (再登録者記載欄)	①現登録番号 第 号 ②現登録年月日 年 月 日				

※ 本庁受付欄	※ 登録番号	第	
		※	審査 ㊟
			名簿登載 ㊟

- 注意1 添付書類：建築士等の免許等欄のその他の資格者は、資格証明書の写しを添付してください。
(一級、二級、木造建築士の資格証明書の写しの添付は必要ありません。)
- 2 電子申請の場合は申請者の写真を貼り付けます。この場合、ファイルサイズの容量は3メガバイト以下でなくてはなりません。
- 3 写真は6ヶ月以内に撮影されたものを添付してください。
- 4 ※印欄は記入しないでください。

被災建築物応急危険度判定士登録事項変更届

下記のとおり、被災建築物応急危険度判定士の登録事項に変更が生じたので、沖縄県被災建築物
 応急危険度判定士登録要綱第9条第1項の規定に基づき、登録証を添えて届け出ます。

平成 年 月 日

届出者登録番号 第 号

氏 名

沖縄県知事 殿

変 更 に 係 る 事 項

ふりがな	氏 名	変更後	-----	変更前	-----	
連 絡 先	自 宅	住 所	〒			
		電話番号		FAX番号		
	勤 務 先 (部課まで)	名 称				
		所在地	〒			
		電話番号		FAX番号		
	先 急 連 絡 先	住 所	〒			
氏 名						
電話番号			FAX番号			

※ 出先機関受付欄 (土木事務所)	※ 本庁受付欄	※ 処 理 欄	審査 Ⓧ 名簿記載 Ⓧ
-------------------------	------------	------------	----------------------------------

注意 1 変更があった事項のみ記入してください。

2 ※印欄は記入しないでください。

被災建築物応急危険度判定士登録取消申請書

私は、このたび被災建築物応急危険度判定士の登録を取消したいので、沖縄県被災建築物応急危険度判定士登録要綱第10条第1項の規定に基づき、登録証を添えて申請します。

平成 年 月 日

申請者住 所
（ふりがな）
 氏 名
 電話番号

沖縄県知事 殿

登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	第 号

※ 出先機関受付欄 （土木事務所）	※ 本庁受付欄	※ 処 理 欄	審査 <div style="text-align: right;">㊟</div>
			名簿記載 <div style="text-align: right;">㊟</div>

被災建築物応急危険度判定士登録証再交付申請書

私は、このたび被災建築物応急危険度判定士登録証を ^{汚損}紛失 しましたので、沖縄県被災建築物応急危険度判定士登録要綱第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり再交付を申請します。

平成 年 月 日

申請者住 所
(ふりがな)
氏 名

電話番号

沖縄県知事 殿

氏 名		生 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	第 号	登 録 年 月 日	年 月 日
紛失等年月日	年 月 日		
紛失等のてん末 (具体的に)			

※ 出先機関受付欄 (土木事務所)		※ 本庁受付欄		※ 処 理 欄	審査 ④
					再交付 ④

- 注意1 汚損の場合は、登録証を添付すること。
 2 申請内容で不要な文字は、二重線（＝）で消すこと。
 3 ※印欄は記入しないで下さい。